

公益財団法人向日市スポーツ文化協会基本規程

(目的)

第 1 条 本規程は、公益財団法人向日市スポーツ文化協会（以下「協会」という。）の定款に基づき、本協会の組織及び運営に関する基本原則を定める。

(遵守義務)

第 2 条 本協会の役員、職員及び協会登録の団体並びに個人は、本協会の定款、本規程、本協会諸規程及び本協会の決まり、注意事項などを遵守する義務を負うものとする。

(登録)

第 3 条 本協会に登録できる団体及び個人は以下の団体等（以下「登録団体等」という。）とし、別に定める登録手続きに基づき登録するものとする。

- (1) 地区体育振興会は、指定登録団体とする。
- (2) 向日市ワイワイスポーツクラブ、向日市スポーツ推進委員協議会及び向日市スポーツ少年団は、指定登録団体とする。
- (3) 向日市民が組織するスポーツ・文化クラブ等で理事会が承認したクラブ、団体
- (4) 向日市民体育館トレーニング室を利用するために別に定める利用要領に従って利用登録証の交付を受けた者
- (5) その他理事会が特に登録が必要と認めた登録団体等

(評議員)

第 4 条 定款第 1 1 条に定める評議員の選任にあたっては、別に定める「役員選考委員会」において候補者を選考し、評議員会に諮るものとする。

なお、評議員の年齢は、80歳未満の者とし、在任期間は通算3期12年以内とする。選任に係る基準日は、定款第 1 2 条に定める定時評議員会に属する月の最初の日を基準日とする。

(役員)

第 5 条 定款第 2 3 条に定める役員の選任にあたっては、別に定める「役員選考委員会」において候補者を選考し、評議員会に諮るものとする。但し、定款第 2 4 条第 2 項に定める理事長及び常務理事は、理事会の決議によるものとする。

なお、定款第 2 3 条に定める役員の年齢は、80歳未満とし、第 1 項第 1 号の役員の在任期間は通算5期10年以内、第 2 号の役員は通算2期8年以内とし、選任に係る基準日は、前条に定める基準日とする。

(名誉役員)

第 6 条 本協会に理事会の承認を得て、「名誉役員」を置くことができるものとする。

名誉役員については、別途「名誉役員規程」を定め、理事会に諮る。

なお、名誉役員に選任された者は、本協会の発展に尽力、協力しなければならない。

(事務局)

第 7 条 定款第 4 4 条に定める事務局長は、常務理事の充て職として理事会に諮り、理事長が任免する。

また、事務局の組織は、「組織規程」を別に定め理事会の承認により運営する。

(会計)

第8条 本協会の収支に関する事項については、別に「会計規程」を定め理事会の承認を得て執行するものとする。

(表彰)

第9条 本協会が行う表彰については、「表彰規程」を定め理事会の承認を得て表彰する。

(懲罰)

第10条 本協会の懲罰については、向日市職員の分限に関する条例及び施行規則等に準じるものとする。

(改廃)

第11条 本規程の改廃は、理事会の決議とする。

附 則 (令和4年3月29日規程第1号)

(施行期日)

この規程は、理事会の議決があった日から施行する。